

会津若松市の水道水は安全です

週に2回、市内の10地点で水道水中の放射性物質の検査を実施しています。その結果、全調査地点において放射性物質は検出されていませんので安心してご使用いただけます。今後も引き続き検査を実施していきます。



建て替え工事中の滝沢浄水場です。工事は順調に進んでいます。

水道に関する問い合わせは

事業認可・予算・決算 総務課 ☎(0242)22-6073	水道施設の整備 施設課 ☎(0242)22-6177
水道料金・開栓・閉栓 会津若松市水道料金センター ☎(0242)22-6172	水道の工事・修理・漏水 会津若松アクアパートナー(株) ☎(0242)22-6171(水道部庁舎) ☎(0242)23-9986(滝沢浄水場)

QRコードからも
ホームページへ
アクセスできます



水道水中の放射性物質検査について

水道部では、水道水中の放射性物質の検査を各浄水場の原水で週1回、配水で週2回の頻度で実施しています。

本市の水道水からは、放射性セシウムや放射性ヨウ素などは検出されていないため、飲料水として安心してご使用いただけます。直近の検査結果は右表のとおりです。

また、検査結果は市ホームページでも公開しています。

※検出下限値1Bq/kg(検出下限値未満で検出されなかったものは「<1」と表記)
馬越浄水場については会津若松地方広域市町村圏整備組合が検査

■水道水中の放射性物質の検査結果(Bq/kg)

浄水場等名称	採取日	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性ヨウ素131
滝沢浄水場(原水)	2/5	<1	<1	<1
滝沢浄水場(急速1・2号配水)		<1	<1	<1
滝沢浄水場(急速3号配水)		<1	<1	<1
東山浄水場(原水)	2/4	<1	<1	<1
東山浄水場(配水)		<1	<1	<1
大戸浄水場(原水・大川)		<1	<1	<1
大戸浄水場(原水・舟子沢)		<1	<1	<1
大戸浄水場(配水)		<1	<1	<1
六軒浄水場(原水)		<1	<1	<1
六軒浄水場(配水)	2/10	<1	<1	<1
(参考)馬越浄水場		<1	<1	<1



会津若松市水道部のマスコット
若水博士がお答えします

Q1 水道の使用中止・開始するときは?

A1 電話で手続きができます。4~5日前までにご連絡ください。
(会津若松市水道料金センター ☎0242-22-6172)
インターネット(市ホームページ)での手続きも可能です。

注意

- ①インターネット：申込は24時間可能ですが、受付処理は、平日の8時30分~17時15分です。お急ぎの場合は、電話でご連絡願います。
- ②中止のとき：中止の届出がないと、使用してなくても料金がかかります。
- ③開始のとき：申込み前に水が出る場合も必ずご連絡を。そして、開始希望日には蛇口をすべて閉めておいてください。
- ④口座振替：市内の転居でも再度手続きが必要です。

※お問い合わせ
会津若松市水道料金センター
☎0242-22-6172



Q2 水道料金センターの営業時間は?

A2 水道料金のお支払い、水道の使用中止や開始の受付業務をする会津若松市水道料金センター(水道部庁舎1階)は、年中無休で営業しています。
※繁忙期は下記のとおり営業時間を延長します。

	通常期	繁忙期 3月22日~4月2日
平日	8時30分~19時15分	8時30分~20時00分
土曜日	8時30分~14時30分	8時30分~17時00分
日曜・祝日	8時30分~17時00分	8時30分~17時00分

Q3 口座振替にするには?

A3 水道料金のお支払いに手軽で便利な口座振替の手続きは、会津若松市内に本店や支店のある「金融機関」でできます。
(会津若松市水道料金センターでも、ゆうちょ銀行以外の手続きが可能です。また、お電話頂ければ、郵送で手続きできる「口座振替依頼書」をご自宅にお送りします。)

※持参するもの:「預金通帳」と「通帳の印鑑」
あれば、「使用水量のお知らせ」や「領収書」

安全でおいしい水道水

平成28年度水質検査計画を策定しました

水質検査は、水道法で定められた水質基準に適合し安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理において重要な業務です。水質検査の適正化と透明性を確保するために、計画的かつ効率的に実施できるよう水質検査項目、採水地点、方法、頻度等の必要事項について定めたものが水質検査計画です。

水道水の状況や原水の状態を踏まえて、平成28年度の水質検査計画を策定しましたので、公表いたします。

なお、水道水の放射性物質は過去3年間検出されていませんが、引き続き検査を実施していきます。検査頻度については、配水(給水)については1週に1回、原水については2週に1回実施します。

水質検査計画の基本方針

○検査(採水)地点

検査が義務付けられている給水栓(蛇口)に加えて、浄水場の入口(取水口など)と出口(配水池など)および水源を検査地点としています。

○検査項目

検査が義務付けられている「水質基準項目」および、検査計画に位置づけることが望ましいとされている「水質管理目標設定項目」ならびに、皆さんに供給している水道水がより安全で良質であることを確認するために「本市が独自に行う水質項目」を検査項目としています。

○検査内容と検査頻度

各項目の検査頻度については、過去3年間における検査結果に基づき事業者の判断によることとされていますが、検査頻度を3年に1回と緩和できる項目についても、水質の安全性と信頼性確保の観点から、1年に1回行います。

水質検査の大まかな検査内容と頻度については下表のとおりです。



	①給水栓での基本検査	②藻類などから生成される悪臭の原因物質の検査	③各浄水場での水質の監視	④水質管理目標設定項目及び農薬類	⑤本市が独自に行う水質項目	⑥水道水の放射性物質検査
滝沢浄水場系	給水: 1日に1回	原水: 1年に1回 給水: 1年に1回	原水: 1日に2回 又は連続測定	(水質管理目標設定項目) 給水: 1年に1回	(寄生原虫類) 原水: 1年に4回	配水: 1週に1回 給水: 1週に1回 原水: 2週に1回
東山浄水場系		原水: 1年に1回 給水: 1年に8回		(農薬類) 原水: 1年に1回	(その他ダイオキシン類等) 原水: 1年に1回	配水: 1週に1回 原水: 2週に1回
六軒浄水場系		原水: 1年に1回 給水: 1年に1回		配水: 1日に2回 又は連続測定	(その他ダイオキシン類等) 原水: 1年に1回	
大戸浄水場系			(水質管理目標設定項目) 給水: 1年に1回		(その他化学的酸素要求量等) 原水: 1年に1回	給水: 1週に1回
強清水浄水施設系		給水: 1年に1回			-	
面川受水系 北会津受水系						

〈検査内容の詳細〉

①給水栓での基本検査

水道法に基づき色・濁りおよび消毒の残留効果(残留塩素)・一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物・pH値・味・臭気・色度および濁度について検査を行います。

②藻類などから生成される悪臭の原因物質の検査

湖などの富栄養化で発生する藻類由来の、悪臭の原因物質について検査を行います。

③各浄水場での水質の監視

浄水処理における水質の変化を監視するために、pH値・濁度・残留塩素およびアルカリ度について検査を行います。

④水質管理目標設定項目および農薬類

水質管理目標設定項目(24項目)および農薬類(全120項目)などの項目について検査を行います。

⑤本市が独自に行う水質項目

下痢などを引き起こす寄生原虫・ダイオキシン類・化学的酸素要求量・全窒素および全リンについて検査を行います。

⑥水道水の放射性物質検査

水道水中の放射性セシウムおよび放射性ヨウ素について検査を行います。

水質検査計画および結果の公表

水質検査計画は毎事業年度前に策定し、検査結果は広報紙「水道あいづわかまつ」および市のホームページで公表します。なお、計画の策定にあたっては水道をご利用の皆さんからのご意見を参考にしていきますので、ぜひご意見をお寄せください。

をお届けするために

会津若松市水道事業水安全計画を策定しました

会津若松市水道事業水安全計画(以下、水安全計画)は、食品衛生管理手法であるHACCP^{*1}の考え方を取り入れ、水源から蛇口までの全ての過程において、水道水の水質に影響を及ぼす可能性のある全ての要因(危害)を分析し、その管理対応する方法をあらかじめ定めるリスクマネジメント手法です。

この計画を策定することで、危害が発生した場合に迅速な対応が可能となり、水質への影響を未然に防止し、より安全で良質な水道水質を確保できます。

「水安全計画」は水道事業の概要、水質管理の概要、危害分析、管理措置の設定、水安全計画の妥当性の確認と検証、標準対応マニュアルおよびレビューの7つの編で構成されています。その中で最も重要なものとして危害分析と管理措置の設定があげられます。その概要は次のとおりです。

○危害分析(Hazard Analysis)

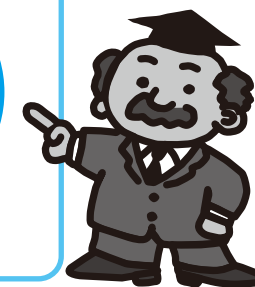
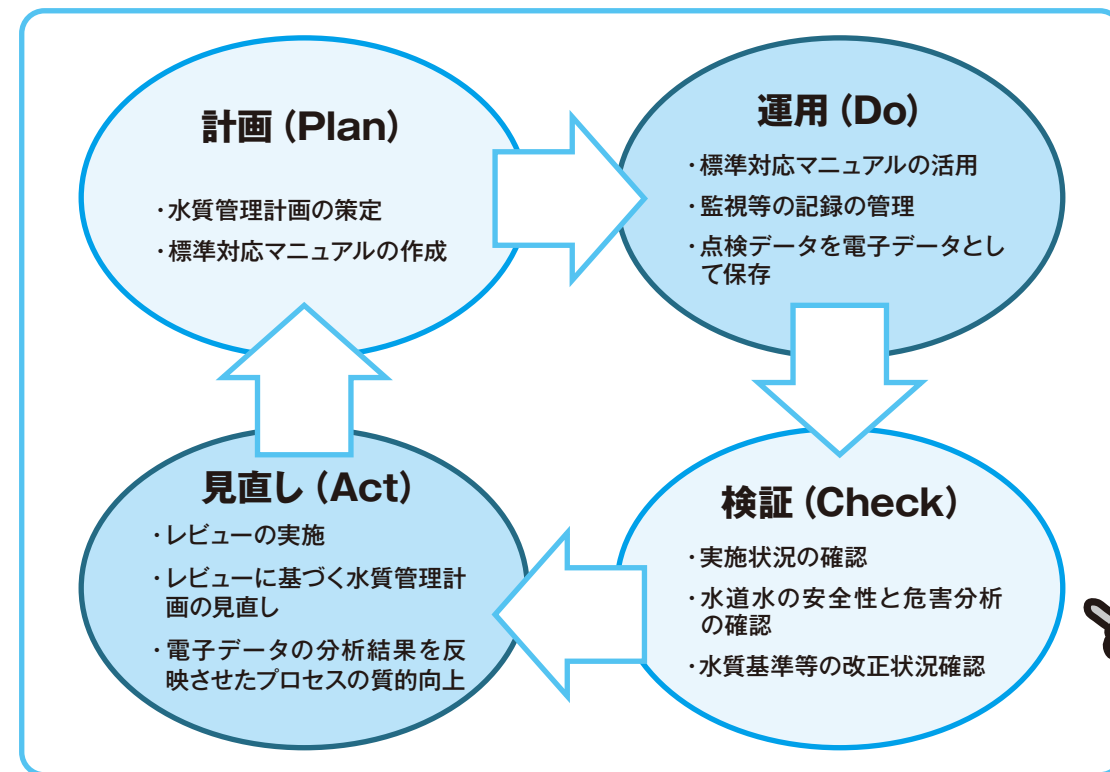
危害分析とは、潜在的な危害についてリスクレベルを評価し、コントロールの方法を明らかにすることです。

○管理措置の設定

重要管理点の設定(Critical Control Point)

重要管理点とは、特に嚴重に管理する必要がある、かつ危害の発生を防止するためにコントロールができる地点のことです。

これらのことを具体的に抽出し、さらにPDCA^{*2}サイクルに基づき検証と見直しを行います。



以上が水安全計画の概要であり、水道部と第三者委託(浄水場運転管理および送配水施設維持管理業務を委託)の受託者である会津若松アクアパートナー(株)と協議を重ね策定しました。詳しくはホームページでご覧になれます。

*1 HACCP: Hazard Analysis Critical Control Point (危害分析・重要管理点)の略
食品原料の入荷から製品の出荷までのあらゆる工程においてあらかじめ危害を予測し、その危害を管理できる重要管理点で継続的に監視することで、食中毒などを起こすおそれがある不良品の出荷を未然に防止する衛生管理手法

*2 PDCA: Plan Do Check Act (計画・運用・検証・見直し)の略